

福祉局長決定

平成 18 年 4 月 1 日

平成 21 年 4 月 1 日一部改正
平成 22 年 4 月 1 日一部改正
平成 23 年 4 月 1 日一部改正
平成 24 年 9 月 1 日一部改正
平成 26 年 6 月 1 日一部改正
平成 27 年 6 月 19 日一部改正
平成 28 年 4 月 1 日一部改正
平成 29 年 4 月 1 日一部改正
平成 30 年 4 月 1 日一部改正
平成 31 年 4 月 1 日一部改正
令和 2 年 4 月 1 日一部改正
令和 3 年 4 月 1 日一部改正
令和 4 年 4 月 1 日一部改正
令和 5 年 4 月 1 日一部改正
令和 6 年 4 月 1 日一部改正
令和 7 年 4 月 1 日一部改正

神戸市国民健康保険料減免取扱要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、神戸市国民健康保険条例（昭和 35 年 10 月 19 日条例第 24 号。以下「条例」という。）第 23 条及び神戸市国民健康保険条例施行規則（昭和 35 年 12 月 27 日規則第 75 号。以下「規則」という。）第 13 条に規定する国民健康保険料（以下「保険料」という。）の減免に関し、規則第 13 条の 2 に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 非自発的失業者負担軽減措置 条例第 23 条の 3 第 1 項の規定による非自発的失業者の負担軽減措置をいう。
- (2) 実収月額 当該年の 1 カ月当たり所得の見込み額（条例第 18 条の 2 第 1 項の例により算定した総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額（非自発的失業者負担軽減措置を適用しないで算定した場合の合算額とする。）の見込額に 12 分の 1 を乗じて得た金額）をいう。
- (3) 賦課基準所得 当該年度の市県民税の賦課の基礎となった所得について、条例第 18 条の 2 第 1 項の例により算定した総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額（非自発的失業者負担軽減措置を適用しないで算定した場合の合算額とする。）をいう。
- (4) 減額判定所得 条例第 18 条の 2 第 1 項の例により算定した総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額（非自発的失業者負担軽減措置を適用して算定した場合

の合算額とする。)をいう。

(5) 算定用所得額 条例第 14 条第 1 項に規定する「基礎控除後の総所得金額等」をいう。

(6) 一時所得等 所得税法第 33 条に規定する譲渡所得の金額、同法第 34 条に規定する一時所得の金額及び条例第 18 条の 2 第 1 項に規定する他の所得と区分して計算される所得（譲渡所得、一時所得、上場株式に係る配当所得、土地等に係る事業所得、長期譲渡所得、短期譲渡所得、一般株式等に係る譲渡所得、上場株式等に係る譲渡所得、先物取引に係る雑所得、特例適用利子等の額、特例適用配当等の額、条約適用利子等の額、条例適用配当等）の金額の合計額をいう。

(7) 給与所得者等 給与所得を有する者（前年中に条例 10 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額に係る所得税法第 28 条第 1 項に規定する給与所得について同条第 3 項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第 1 項に規定する給与等の収入額が 55 万円を超える者に限る。））の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第 314 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額に係る所得税法第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得について同条第 4 項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢 65 歳以上未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が 60 万円を超える者に限り、年齢 65 歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が 110 万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）をいう。

（減免対象世帯）

第 3 条 条例第 23 条第 1 項に規定する災害、貧困等により生活が著しく困難である者とは、次の各号のいずれかに該当する世帯の納付義務者をいう。

(1) 所得激減世帯

世帯の一時所得等の金額を除いた実収月額が 24 万 5 千円以下で、かつ、当該年度賦課基準所得から一時所得等の金額を除いた金額に 12 分の 1 を乗じて得た金額と対比して 0.5 以下である世帯。

ただし、非自発的失業者負担軽減措置の適用を受けている特例対象被保険者等の属する世帯については、非自発的失業者負担軽減措置を適用せずに本減免を適用した場合の計算保険料が非自発的失業者負担軽減措置を適用した保険料を下回る世帯に限る。

(2) 災害世帯

震災、風水害、冷害、雪害、落雷など自然現象の異変による災害、火災、火薬類の爆発など人為による異常な災害、または害虫などの生物による異常な災害により、次に掲げる財産が 2 割以上の損害または床上浸水による損害をうけた世帯のうち、その世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者の被災した日の属する年度に係る保険料の賦課期日の属する年の前年の減額判定所得が 1,000 万円以下である世帯。

ただし、大規模事故などについて全市的支援を行う場合などは、その都度災害ごとに取扱いを局において検討する。

ア その世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者が現実に居住のために使用している住宅又は宅地

イ その世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者が主たる生業を維持するために有する田畑、家屋その他事業の用に供する固定資産

ウ その世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者が主たる生業を維持するために有する家財、機械、器具その他の資産（イに掲げるものに準ずる価値を有するものに限る。）

(3) 低所得世帯

実収月額が 43 万円（その世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合、当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加える）とその

世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者の数に 56 万円を乗じた額との合算額に 12 分の 1 を乗じて得た金額（ただし、1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）以下である世帯。

ただし、非自発的失業者負担軽減措置の適用を受けている特例対象被保険者等の属する世帯については、非自発的失業者負担軽減措置を適用せずに本減免を適用した場合の計算保険料が非自発的失業者の負担軽減措置を適用した保険料を下回る世帯に限る。

(4) 一部負担金減免世帯

一部負担金を減額または免除された世帯。ただし、条例 18 条の 2 に基づく保険料の減額が適用されている世帯を除く。

(5) 法第 59 条該当者のいる世帯

国民健康保険法（以下「法」という。）第 59 条による給付制限を受ける者で、その期間が 2 カ月間を超える者がいる世帯。

（複数の減免事由の重複適用）

第 4 条 同一世帯において、低所得世帯と所得激減世帯の両方に該当するときは、年間保険料がより低額ないずれか 1 件のみに該当するものとする。

2 同一世帯において、一部負担金減免世帯と所得激減世帯の両方に該当するときは、年間保険料がより低額ないずれか 1 件のみに該当するものとする。

3 同一世帯において、低所得世帯と一部負担金減免世帯の両方に該当するときは、年間保険料がより低額ないずれか 1 件のみに該当するものとする。

（減免の申請）

第 5 条 減免の申請は、条例第 23 条第 2 項及び規則第 13 条の 4 第 1 項の規定によるものとする。

2 同規定により、申請書に添付する「減免を受けようとする理由を証明する書類」とは次に掲げる書類をいう。

ア 退職証明書等の退職の事実及び退職日、又は、事業の休廃止が確認できる書類

イ 給与証明書等の収入状況の確認できる書類

ウ リ災証明書

エ その他申請事由を証明する書類

3 保険料減免は納付義務者の保険料負担能力に着目して適用する点を勘案し、申請の受付は、当該年度の保険料が決定・通知された後に行うものとする。

4 前項の規定に拘わらず、賦課期日後に減免事由に該当していることが明らかな場合に限り、当該年度の保険料が決定・通知される前に減免申請を受け付けることができる。この場合において、条例第 23 条第 2 項 2 号の「納期限及び保険料の額」は、省略できるものとする。

5 申請の期限は、条例第 23 条第 2 項の規定により、保険料の減免を受けようとする最初の納期の納期限前 7 日までとする。ただし、上記の期限を経過した後に申請があった場合においても、事情がやむをえないと認められるときはこの限りでない。

6 減免事由が翌年度以降に継続する場合において、引き続き減免を必要とするときは、翌年度においてあらためて保険料の減免の申請を行うこととする。ただし、災害世帯についての減免期間は前年度の減免月と合算して 6 カ月を超えることはできない。

7 減免の申請をする者が減免の申請事項について、非協力的又は消極的であるため事実の確認が困難であるときは、申請を却下することができるものとする。

8 一部負担金を減額または免除された世帯の保険料の減免申請については、一部負担金の減免申請を保険

料の減免申請とみなす。

- 9 非自発的失業者負担軽減措置の適用を受けている特例対象被保険者等がいる世帯が本減免の適用を受けたのち、当該特例対象被保険者が資格喪失した場合において、その世帯が引き続き減免対象となる場合は、減免率の見直しを行う。

(減免対象世帯の認定方法)

第 6 条 保険料の減免事由の発生の確認は、原則として申請書に添付する「減免を受けようとする理由を証明する書類」(以下「添付書類」という。)により行う。

- 2 実収月額の確認は、家族構成・年齢・職業及び生活状況等からみて申請書の実収月額と添付書類が事実と相違ないか確認することにより行う。
- 3 実収月額の算定にあたっては、特例対象被保険者等であっても給与所得を 100 分の 30 とみなさない。
- 4 実収月額は、原則として申請を行う日の前 3 カ月の世帯の被保険者及び特定同一世帯所属者全員の所得合計を月平均して算出する。

ただし、不特定或いは不定期の収入がある世帯で 3 カ月の収入で判定することが適切でない場合は、6 カ月ないし 1 カ年の平均収入月額によって実収月額を算出することとする。

また、減免事由発生月から 3 カ月以内に申請があった場合で、申請日前 3 カ月間の平均収入月額によって実収月額を算出することが適切でなく、申請日以降も収入状況に変化がないと見込まれるときは、申請日前、2 カ月又は 1 カ月の平均収入月額によって実収月額を算出することができる。

- 5 災害世帯の認定は、「り災証明書」又は「り災届証明書」等により行う。
- 6 低所得世帯についての減免の申請があった場合には、まず減額の適用を検討したうえで(前年中所得金額が不明である場合には、申告を求める。)、当該減免により計算上減じる額から減額措置により減ずる額を控除しても、なお余りがある世帯を対象として実収月額の申告を求めることとする。
- 7 一部負担金の減額又は免除された世帯の実収月額及び認定については、一部負担金の減額又は免除の認定方法に準じて取り扱うものとする。
- 8 法第 59 条該当者のいる世帯について減免申請があった場合は、その期間が 2 カ月を超えることが明らかであるかどうかを証明書等により確認し、その事由が消滅した場合は、必ずその届出を誓約させることとする。

(減免の承認等決定通知)

第 7 条 保険料の減免の承認及び不承認並びに決定通知は、条例第 23 条及び規則第 13 条の 4 第 1 項の規定により行うこととする。ただし、保険料の減免の申請を承認した場合において保険料の減免にかかる変更の納入通知書を発行するときは、「国民健康保険料減免承認通知書」を省略することができる。

(保険料の減免対象及び減免額の算定)

第 8 条 第 3 条各号の要件に該当する世帯の保険料の減免対象及び減免額の算定方法は以下のとおりとする。

(1) 所得激減世帯

ア 保険料の所得割額のみについて減免を行い、被保険者均等割額及び世帯別平等割額は減免を行わない。

イ 減免額は、その世帯にかかる所得割額に次の表に掲げる区分にしたがい、その該当欄に掲げる減免率を乗じて得た額を減免するものとする。次の表中の前年所得は、当該年度賦課基準所得に 12 分の 1 を乗じて得た金額を用いる。

前年所得との対比率（実収月額÷前年所得）	減免率
0.3 以下	7 割
0.3 を超え、0.4 以下	6 割
0.4 を超え、0.5 以下	5 割

ウ 所得激減世帯の認定において、当該年度賦課基準所得とその翌年度賦課基準所得を対比して 0.5 以下である世帯から減免申請時に、事実発生日以降の収入状況が確認できる書類を提出することができない場合は、国民健康保険台帳から算出した所得対比率により、事実発生日の属する月から適用することができる。

エ 非自発的失業者負担軽減措置の適用を受けている特例対象被保険者の属する世帯の減免率は、次の計算式により求めた割合（1 割未満の端数は 1 割に切り上げる）とする。

（「非自発的失業者負担軽減措置の適用を受けた保険料」－「非自発的失業者負担軽減措置を適用せずに所得割額を次の表に掲げる区分に従いその該当欄に掲げる減免率を乗じて得た額を減免した場合の計算保険料」）÷「非自発的失業者負担軽減措置の適用を受けた保険料の所得割額」

(2) 災害世帯

ア 保険料のすべての区分（所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額）について減免を行う。

イ 保険料の減免額は、その世帯にかかる保険料のすべての区分に次の表に掲げる区分にしたがい、その該当欄に掲げる減免率を乗じて得た額を減免するものとする。

損害程度の判定は、区長及び消防署長の発行する「り災証明書」及び「り災届証明書」の記載内容により行う。損害程度の判定を火災における水損等「り災証明書」等の記載により行うことができない場合は損失直前の時価による損害額を損失直前の時価と対比して行う。大規模災害時等において、「り災証明書」等の記載が「全壊・半壊・全焼・半焼・大規模半壊・流失」とのみ記載されている場合は、5 割以上の損害があったとする。

損害程度	被災当時のその世帯の被保険者 及び特定同一世帯所属者の減額判定所得			
	～100 万円	～500 万円	～1000 万円	1000 万円超
2 割以上～5 割未満 又は、床上浸水	7 割	5 割	3 割	適用不可
5 割以上、又は、全壊、 全焼、半壊、半焼、流失	10 割	7 割	5 割	

ウ 非自発的失業者負担軽減措置の適用を受ける者に対して本減免を適用する場合は、非自発的失業者負担軽減措置適用後の保険料に対して減免を適用するものとする。

(3) 低所得世帯

ア 被保険者均等割額及び世帯別平等割額のみについて減免を行うこととし、所得割額は減免を行わない。

イ 減免額は、その世帯にかかる被保険者均等割額及び世帯別平等割額に次の表に掲げる区分にしたがい、その該当欄に掲げる減免率を乗じて得た額を減免するものとする。

ただし、当該年度において低所得世帯にかかる減額措置を受ける世帯又は未就学児の被保険者均等割額の減額措置を受ける世帯に重複してこの減免を適用する際には、計算上の減免額から条例第 18 条の 2 又は第 18 条の 3 に基づいて減額される金額を控除した額を減免する（控除した額が 0 またはマイナスの場合は減免を適用しない）。

所得金額の区分	被保険者均等割額	世帯別平等割額
43 万円+10 万円×（給与所得者等の数－1）以下	5 割	5 割
43 万円+被保険者及び特定同一世帯所属者数×30.5 万円+10 万円×（給与所得者等の数－1）以下	3 割	3 割
43 万円+被保険者及び特定同一世帯所属者数×56 万円+10 万円×（給与所得者等の数－1）以下	1.5 割	1.5 割

ウ 非自発的失業者負担軽減措置の適用を受けている特例対象被保険者等の属する世帯の減免率は被保険者均等割額および世帯別平等割額ともに、次の計算式により求めた割合（1 割未満の端数は 1 割に切り上げる）とする。

（「非自発的失業者負担軽減措置の適用を受けた保険料」－「非自発的失業者負担軽減措置を適用せずに被保険者均等割額及び世帯別平等割額に次の表に掲げる区分に従い、その該当欄に掲げる減免率を乗じて得た額を減免した場合の計算保険料」）÷「非自発的失業者負担軽減措置の適用を受けた保険料の均等割額＋同平等割額」

(4) 一部負担金減免世帯

ア 一部負担金を減額又は免除された世帯は、保険料のすべての区分（所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額）について減免を行う。

イ 所得割額の減免額は、その世帯にかかる所得割額に次の表に掲げる区分にしたがい、その該当欄に掲げる減免率を乗じて得た額を減免するものとする。

減 免 区 分	減 免 率
一部負担金免除	5 割
一部負担金減額	3 割

被保険者均等割額及び世帯別平等割額の減免額は、その世帯にかかる被保険者均等割額及び世帯別平等割額に次の表に掲げる区分にしたがい、その該当欄に掲げる減免率を乗じて得た額を減免するものとする。

減免区分	被保険者均等割額	世帯別平等割額
一部負担金免除	5 割	5 割
一部負担金減額	3 割	3 割

(5) 法第 59 条該当者のいる世帯

法第 59 条該当者の被保険者均等割額の 10 割を減免する。ただし、世帯に属する被保険者のうち全員が法第 59 条に該当する場合は、保険料全額を免除する。

2 条例第 15 条第 1 項第 3 号、条例第 15 条の 10 第 1 項第 3 号に規定する特定世帯が災害世帯、低所得世帯に該当した場合の世帯別平等割の減免額の算定は、特定世帯に対する条例第 15 条第 1 項第 3 号、条例第 15 条の 10 第 1 項第 3 号に規定する世帯別平等割の半減措置の適用後の平等割額に対して適用する。

3 減免額に 10 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(賦課限度額世帯の減免額の算定)

第 9 条 保険料が賦課限度額に達している世帯については、次により減免を行う。

(1) 所得激減世帯

賦課限度額を適用する前の計算保険料額（算定用所得額×所得割料率＋被保険者均等割額＋世帯別平等割額）から計算減免額（所得割額×減免率）を控除した額を減免適用後の保険料とする。

また、賦課限度額を適用する前の計算保険料額から計算減免額を控除しても、なお賦課限度額を上回る世帯は減免の対象としない。

(2) 災害世帯

賦課限度額を適用した後の保険料額（賦課限度額から当該世帯の均等割額及び平等割額を控除した額を所得割額とする。）から計算減免額（所得割額×減免率＋被保険者均等割額×減免率＋世帯別平等割額×減免率）を控除した額を減免適用後の保険料とする。

(3) 低所得世帯

賦課限度額を適用する前の計算保険料額（算定用所得額×所得割料率＋被保険者均等割額＋世帯別平等割額）から計算減免額（被保険者均等割額×減免率＋世帯別平等割額×減免率）を控除した額を減免適用後の保険料とする。

また、賦課限度額を適用する前の計算保険料額から計算減免額を控除しても、なお賦課限度額を上回る世帯は減免の対象としない。

(4) 一部負担金減免世帯

賦課限度額を適用する前の計算保険料額（算定用所得額×所得割料率＋被保険者均等割額＋世帯別平等割額）から計算減免額（所得割額×減免率＋被保険者均等割額×減免率＋世帯別平等割額×減免率）を控除した額を減免適用後の保険料とする。

また、賦課限度額を適用する前の計算保険料額から計算減免額を控除しても、なお賦課限度額を上回る世帯は減免の対象としない。

(5) 法第 59 条該当者のいる世帯

賦課限度額を適用した後の保険料額から計算減免額（被保険者均等割額×減免率）を控除した額を減免適用後の保険料とする。ただし、世帯に属する被保険者のうち全員が法第 59 条に該当する場合は、保険料全額を免除する。

(保険料の減免期間)

第 10 条 保険料の減免は次の表に掲げる区分に従い、それぞれの期間について行うこととする。ただし、減免事由の消滅が判明しているときは、表中の「その年度末月まで」とあるのは「その事由の消滅した日の属する月の前月まで」と読み替える。

減免対象世帯	減 免 期 間
所得激減世帯	当該事由の生じた日の属する月以降その年度末月まで
災害世帯	当該事由の生じた日の属する月以降 6 カ月
低所得世帯	当該事由の生じた日の属する月以降その年度末月まで
一部負担金減免世帯	一部負担金を減免されている期間
法第 59 条該当者のいる世帯	当該事由の生じた日の属する月以降その事由の消滅した日の属する月の前月まで

(保険料の減免の取消し)

第 11 条 保険料の減免の取消しは、条例第 23 条第 5 項及び規則第 13 条の 4 第 2 項・第 16 条の規定により行うものとし、減免の申請を受けた場合には、その申請者にその取扱いを説明することとする。

- 2 保険料の減免を受けた者について、所得の回復その他事情の変化により減免の内容を変更する必要性が生じたと認める場合、又は減免を受ける理由が消滅したと認める場合は、当該内容を変更する必要性が生じた日、又は当該理由が消滅した日の属する月以降の保険料の減免の内容を変更し、又は減免を取り消す。
- 3 偽りの申請その他不正の行為により保険料の減免を受けた者がある場合は、当該減免を取消し、併せて当該減免により不正に免れた保険料の全額を一時に賦課徴収する。
- 4 所得激減世帯又は低所得世帯として条例減免を適用している世帯が、後日、非自発的失業者負担軽減措置の適用を受けることとなった場合は、減免対象世帯となるかどうかをあらためて判断し、減免対象とならない場合はすでに適用している減免を取り消し、減免対象となる場合は減免率の見直しを行う。
- 5 前 2 項の規定により保険料の減免の内容を変更し、又は減免を取消したときは、当該世帯主にその旨を通知しなければならない。

(過年度分及び滞納繰越分国民健康保険料に対する減免の適用)

第 12 条 過年度分及び滞納繰越分保険料の減免を判定する際には、実収月額の算定は、「申請日前 3 カ月」を「減免事由発生後 3 カ月」と読み替えて判定する。

- 2 過年度分及び滞納繰越分保険料の減免を判定する際には、当該異動年度分の保険料の算定において適用されるべき法令等の基準に基づいて判定する。

附則

(施行期日)

- 1 この改正要綱（以下、「要綱」という。）は、平成 24 年 9 月 1 日から施行する。
- 2 要綱の規定は、平成 23 年度分以後の国民健康保険料（以下「保険料」という。）について適用し、平成 22 年度分以前の保険料については、なお従前の例による。

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 26 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 要綱の規定は、平成 26 年度分以後の保険料について適用し、平成 25 年度分以前の保険料については、なお従前の例による。

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 27 年 6 月 19 日から施行する。
- 2 要綱の規定は、平成 27 年度分以後の保険料について適用し、平成 26 年度分以前の保険料については、なお従前の例による。

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 要綱の規定は、平成 29 年度分以後の保険料について適用し、平成 28 年度分以前の保険料については、なお従前の例による。

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 要綱の規定は、平成 30 年度分以後の保険料について適用し、平成 29 年度分以前の保険料については、なお従前の例による。

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 要綱の規定は、平成 31 年度分以後の保険料について適用し、平成 30 年度分以前の保険料については、なお従前の例による。

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 要綱の規定は、令和 2 年度分以後の保険料について適用し、令和元年度分以前の保険料については、なお従前の例による。

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 要綱の規定は、令和 3 年度分以後の保険料について適用し、令和 2 年度分以前の保険料については、なお従前の例による。

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 要綱の規定は、令和4年度分以後の保険料について適用し、令和3年度分以前の保険料については、なお従前の例による。

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 要綱の規定は、令和5年度分以後の保険料について適用し、令和4年度分以前の保険料については、なお従前の例による。

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 要綱の規定は、令和6年度分以後の保険料について適用し、令和5年度分以前の保険料については、なお従前の例による。

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 要綱の規定は、令和7年度分以後の保険料について適用し、令和6年度分以前の保険料については、なお従前の例による。